

# 日野市立豊田小学校 P T A 会則

## 第1章 名 称 及び 事務所

第1条 本会は日野市立豊田小学校 P T A と称し、事務所を日野市立豊田小学校内に置く。

## 第2章 目 的 及び 活 動

第2条 本会は会員が相互に協力して家庭・学校・地域社会における児童のよりよい成長を図り、幸福な生活が出来るようすることを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の活動をする。

1. 児童の福祉増進のために必要な生活環境を良くし施設の充実に努める。
2. 家庭・学校・地域社会相互の緊密な連絡のもとに児童の生活指導を行う。
3. 会員相互の親睦を深め教養を高めるよう努める。
4. 広く会員相互の意思の疎通を図る。
5. その他、本会の目的を達成するために必要な活動をする。

## 第3章 方 針

第4条 本会は教育を本旨とする民主的団体であり、次の方針に従って活動する。

1. 児童・青少年の福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
2. 特定の政党や宗教に偏ることなく、また営利を目的とする行為をしない。
3. 本会、または本会役員の名で公の選挙の候補者を推薦しない。
4. 学校の人事や管理に干渉しない。
5. 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱方法」に定め、適正に運用するものとする。

## 第4章 会 員

第5条 本会の会員は、本校に在籍する児童の保護者またはこれに代わる者のうち会長に入会届を提出した者、及び本校教職員とする。

## 第5章 役 員 及び 会計監査委員

第6条 本会に次の役員及び会計監査委員を置く。

### 1. 役員

会 長 1名

副会長 原則3名 (ただし、3名までの増員を妨げない)

書 記 原則3名 (うち教職員1名。ただし、2名までの増員を妨げない)

会計 原則3名（うち教職員1名。ただし、3名までの増員を妨げない）

2. 会計監査委員 2名

第7条 会長・副会長・書記・会計及び会計監査委員は選考委員会の選考にもとづき総会の承認を得て決定する。副会長・書記・会計の人数を原則人数より増員する場合には、運営委員会で協議し決定する。また、役員及び会計監査委員に欠員が生じた時は、運営委員会で協議し補充することができる。

その任期は前任者の残任期間とし、速やかにこれを会員に報告する。

第8条 役員及び会計監査委員は次の職務を行う。

1. 会長はこの会を代表し会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し会長が事故ある時はその職務を代理し会長が欠けた時はその職務を行う。
3. 書記は会議及び諸活動について記録を保管し庶務を行う。
4. 会計は会計事務を行う。
5. 会計監査委員は年度末決算について監査するほか、必要に応じ隨時監査を行い、また会計執行について助言を行うことができる。

第9条 役員及び会計監査委員の任期

1. 役員の任期は1年とする。  
但し、同じ役員の職について1回に限り再任を妨げない。
2. 役員は引き続き他の役員に選任されることができる。  
但し、役員の職にあることが連續して4年を越えてはならない。
3. 会計監査委員の任期は1年とする。

## 第6章 顧問

第10条 本会は顧問若干名を置くことができる。

第11条 顧問は、学区内役員経験者（前、元会員を含む）の中から、運営委員会の推薦を受けて会長が委嘱する。

第12条 顧問は役員会・運営委員会等に出席して意見を述べることができる。

第13条 顧問の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

## 第7章 委員

第14条 本会に次の活動委員を置く。

1. 学級委員
2. 行事委員
3. 教養委員
4. 広報委員
5. 校外委員
6. 涉外委員
7. 選考委員
8. 卒業対策委員
9. ポイント管理委員

第15条 活動委員の任期、活動内容、選出方法及び選出数は細則に定める。

## 第8章 機 関

第16条 本会に次の機関を置く。

1. 総 会
2. 運営委員会
3. 役 員 会
4. 活動委員会
5. 特別委員会

### 【総 会】

第17条 総会は本会の最高議決機関であり全会員をもって構成する。

第18条 総会は定期総会及び臨時総会とする。

定期総会は毎年、年度当初に開催する。

臨時総会は運営委員会が必要と認めた場合及び会員の4分の1以上から付議事項を示して要求があった場合に開催する。

第19条 総会は会長が招集し、当該年度の会員数の4分の1以上（委任状を含む）の出席を要し、議決は出席者の過半数の賛成を要する。

第20条 総会は次の事項を行う。

1. 前年度の事業報告及び決算報告の承認。
2. 本年度の事業計画及び予算の審議決定。
3. 役員及び会計監査委員の承認。
4. その他重要事項の審議決定。

第21条 総会の議長・書記は役員以外の出席会員より選出する。

### 【運営委員会】

第22条 運営委員会は総会に次ぐ議決機関であり、役員・各活動委員会の正副委員長及び校長・副校長をもって構成する。

第23条 運営委員会は次の事項を行う。

1. 総会に提出する本年度の事業報告及び決算書の作成。
2. 次年度の事業計画案及び予算案の作成。
3. 活動委員会の運営の調整。
4. その他本会の運営上必要な事項の審議。

第24条 運営委員会は会長が招集し、構成員の3分の2以上の出席者をもって成立し、議決はその3分の2以上とする。

### 【役員会】

第25条 役員会は役員及び校長・副校長をもって構成する。

第26条 役員会は本会に関わるあらゆる事項について、事前に打ち合わせを行う等、本会の円滑な運営を図る。

第27条 役員会は会長が招集する。

### [活動委員会]

第28条 活動委員会は次の9委員会とする。

1. 学級委員会
2. 行事委員会
3. 教養委員会
4. 広報委員会
5. 校外委員会
6. 渉外委員会
7. 選考委員会
8. 卒業対策委員会
9. ポイント管理委員会

第29条 各活動委員会は各委員長が招集し、本会の目的を達成するために必要な諸活動を行う。

### [特別委員会]

第30条 特別委員会は運営委員会が必要と認めた場合設置することができる。

第31条 特別委員会の構成は運営委員会で決定し、その任務が終了した時に解散する。

第32条 各特別委員会は各委員長が招集し、本会の目的を達成するために必要な諸活動を行う。

## 第9章 会 費 及び 経 費

第33条 本会の経費は会費その他の収入をもって充てる。

本会の会費は一世帯当り月額200円とする。

但し、会員に特別な事由が生じた場合は、役員会の協議により、これを免除することができる。

本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第10章 付 則

第34条 この会則のほかに必要な細則を定めることができる。

第35条 この会則は総会出席者の3分の2以上の同意をもって改正することができる。

第36条 校長及び副校長は学校管理ならびに教育上本会のすべての会に出席して意見を述べることができる。

第37条 この会則は昭和45年4月26日より実施する。

昭和61年	4月	一部改正
平成3年	9月	一部改正
平成18年	2月	一部改正
平成20年	5月	一部改正
平成22年	2月	一部改正
平成27年	5月	一部改正
平成27年12月		一部改正

## 細 則

第1条 各委員は所属委員会を問わず相互に協力する。

第2条 各委員会の任期は1年とする。

第3条 各委員会の内容を次のとおりとする。

1. 学級委員会は、学校と協力し学級内の会員相互の交流を深める。
2. 行事委員会は、会員の親睦を図る行事や地域と学校をつなぐ行事を開催する。
3. 教養委員会は、会員の教養の向上をはかる事業を開催する。
4. 広報委員会は、広報紙を発行し本会の活動及び会員相互の情報交換に努める。
5. 校外委員会は、児童の安全確保及び地域の社会教育に関わる活動を行う。
6. 渉外委員会は、子供の健全育成に携わる各団体（日野市立小中学校P.T.A協議会、二中地区青少年育成会及び七生中地区青少年育成会）の活動に参加・協力する。
7. 選考委員会は、役員及び会計監査委員の選出方法を検討し、3月末までに候補者を選出して、定期総会において結果を報告する。
8. 卒業対策委員会は、必要に応じて卒業に関わる行事を企画し運営する。
9. ポイント管理委員会は会員の活動履歴ポイントを適正に管理運営をする。
10. 各委員会には、委員とは別にアドバイザーを置くことができる。

第4条 活動委員の選出方法及び選出数は、次のとおりとする。

1. 各学級から選ばれる委員の選出方法は、学級保護者会等において当該学級の会員の互選とし、学級・行事委員は各学級から1名選出される。但し、行事委員は必要に応じて増員することができる。

2. 各学年から選ばれる委員の選出方法は、学年保護者会等において当該学年の会員の互選とし、教養・広報・渉外委員は各学年から2名、ポイント管理委員は各学年から1名、選考委員は1～5学年から2名ずつ選出される。また、選考委員会には校長が所属する。

3. 地区選出の委員はすべて校外委員会の委員とし各地区から若干名とする。

選出基準は児童数20名までは委員2名、10名増す毎に1名とし選出区分は以下に定める。但し、当該地区の事情により増減することができ、各地区長は他の委員会を兼任することはできない。

地区から選ばれる委員の選出区分は次のとおりとする。

新川辺  
しんかわべ

南 平  
みなみ だいら

川辺堀之内  
かわべほりのうち

いずみ

豊 一  
とよ いち

豊 二  
とよ に

豊 三  
とよ さん

豊 四  
とよ よん

荘 一  
そう いち

北 東  
きた ひがし

荘 二  
そう に

北中西  
きたなかにし

吹 上  
ふき あげ

黒 川  
くろ かわ

4. 卒業対策委員は、6年生の各学級から若干名選出される。

5. 校長・副校長・書記・会計以外の教職員はすべて活動委員として、学級・行事・教

養・広報・校外・渉外・卒業対策の各活動委員会のいずれかに所属する。

6. 各委員会に欠員を生じた時は、その選出母体からそれぞれ補充する。

第5条 活動委員会には、次の役員を置く。

1. 学級・行事・教養・広報・校外・選考・卒業対策・ポイント管理の各活動委員会は、委員長・副委員長をそれぞれ1名互選により決める。但し、必要があれば書記、会計をおくことができる。

2. 渉外委員会は、会長・副会長を責任者として配置する。

第6条 会費の納入方法は現金徴収とし、6月の指定日に1年分をまとめ納入する。

転出の場合は予定を事前に報告し転出月までの分を納入するか、または既1日時点  
で在籍がない月から月当たり200円で納入した会費を返金する。

転入の場合は1日時点に在籍した月から納入する。

第7条 会員及びOBで構成し、本校の施設を利用するサークルに対し、運営委員会の審査  
に基づき補助金を交付することができる。

## 付 則

第8条 この細則は総会において出席者の過半数の賛成をもって改正することができる。

但し、第4条3項の地区の増減・名称変更については、運営委員会が決定する  
ことができる。また、改正の結果は次期総会に報告しなければならない。

第9条 この細則は昭和45年4月26日より実施する。

平成元年	4月	一部改正
平成2年	1月	一部改正
平成14年	4月	一部改正
平成16年	4月	一部改正
平成19年	4月	一部改正
平成22年	2月	一部改正
平成27年	5月	一部改正
平成27年	12月	一部改正
平成29年	5月	一部改正
平成30年	2月	一部改正

## P T A 慶弔規定

### 1. P T A会員+の場合

弔	イ 会員死亡の時	10,000円
	ロ 児童死亡の時	10,000円

### 2. 教職員転退職の場合

記念品代	5年未満	3,000円
	5年以上	5,000円

### 3. その他

必要ある場合は運営委員会で協議して決める。

(平成元年10月14日改正)

※この会則は6年間大切に保管してください

# PTA組織図

平成30年1月

